

山形商工会議所 小額融資保証制度利用あっせん要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県信用保証協会（以下「協会」という。）が実施する小額融資保証制度（以下「保証制度」という。）を利用しようとする者（以下「保証申込人」という。）に対して山形商工会議所が行う利用のあっせんに関し必要な事項を定め、この市の中小企業者、特に小企業者の円滑な事業資金の確保を促進することにより、中小企業の経営基盤の強化及び事業の拡大に資することを目的とする。

(あっせん対象者)

第2条 会頭は、次に掲げる要件のすべてに該当するものに対し、保証制度の利用のあっせん（以下「あっせん」という。）を行うものとする。

- (1) 市内に住所を置き、事業を営んでいること。
- (2) 保証制度の対象者であること。
- (3) 保証申込人及びその保証人が市県民税を完納していること。

(申請手続)

第3条 あっせんを受けようとする者は、小額融資保証制度利用あっせん申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて会頭に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 信用保証依頼書
- (3) 保証申込人（企業）概要
- (4) 保証申込人及びその保証人の市県民税に係る納税証明書
- (5) その他会頭が必要と認めるもの

2 会頭は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を調査し、適当と認めるときは、小額融資保証制度利用あっせん（意見）書により協会にあっせんを行うものとする。

(報告)

第4条 協会は、前条第2項の規定によるあっせんがあったときは、保証の諾否について速やかに会頭に報告するとともに、保証申込人に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。